

令和2年瑞穂町農業委員会7月総会

令和2年7月20日、令和2年瑞穂町農業委員会7月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

農業委員会委員

| | | | | | | | |
|----|------|-----|-------|-----|------|-----|------|
| 1番 | 村山正信 | 2番 | 山田明弘 | 3番 | 青木一幸 | 4番 | 榎本雄一 |
| 5番 | 坂田敬一 | 6番 | 長谷部冬樹 | 7番 | 清水正久 | 8番 | 榎本和夫 |
| 9番 | 榎本勝昭 | 10番 | 臼井順央 | 11番 | 栗原始 | 12番 | 上野勝 |

農地利用最適化推進委員

| | | |
|------|------|------|
| 池田幸司 | 関谷博明 | 西村一彦 |
|------|------|------|

出席した臨時議長は、次のとおりである。
瑞穂町長 杉浦 裕之

出席した事務局職員は、次のとおりである。

| | | | |
|----------------|--------|--------------|-------|
| 産業課長 (事務局長) | 長谷部 康行 | 農政係長 (書記) | 田中 悠也 |
| 農政係 | 竹中 都佳紗 | | |

| | |
|------|---------------|
| 日程第1 | 仮議席の指定 |
| 日程第2 | 瑞穂町農業委員会会長の互選 |
| 日程第3 | 議席の指定 |

追加日程その1

| | |
|------|-------------------|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 瑞穂町農業委員会会長職務代理の互選 |
| 日程第3 | 瑞穂町農地利用最適化推進委員の委嘱 |

追加日程その2

| | |
|------|--|
| 日程第1 | 諸報告 |
| 日程第2 | 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農 用地利用集積計画の決定について |
| | 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| | 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について |

開 会 午後 1時30分

事務局 (長谷部 康行 君) 本日はご多忙のところお集まりいただきありがとうございます。開会に先立ちまして杉浦町長よりご挨拶を申し上げます。

町 長 (ご挨拶)

事務局 (長谷部 康行 君) ありがとうございます。
本日は、改選後最初の総会でございますので、議事日程に入る前に委嘱状の交付を行います。町長から農業委員全員に順番で交付いたします。4名ずつお呼びしますので、呼ばれた方は前へお願いします。

(委嘱状の交付)

事務局 (長谷部 康行 君) ありがとうございます。それでは本日の議事日程に沿って議長の進行により進めていただきたいと思います。瑞穂町農業委員会会議規則第4条により、会長は、総会の議長となり、議事を整理する。とありますが、会長が選出されるまでの間、臨時議長が職務を行うこととなっておりますので、杉浦町長に臨時議長をお願いしたいと存じます。

臨時議長 (杉浦 裕之 君) 改選後初めての総会でありますので、会長が選出されるまでの間、私が臨時議長の職務を務めさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

臨時議長 (杉浦 裕之 君) 定足数に達しておりますので、これより令和2年瑞穂町農業委員会7月総会を開催いたします。これより本日の会議を開きます。日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席の指定は、ただいたご着席の議席といたします。

臨時議長 (杉浦 裕之 君) 日程第2、瑞穂町農業委員会会長の互選を行います。会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、委員の互選によることとなっております。会長の選出方法は、投票による方法、指名推薦による方法等ございますが、従来どのような方法であったか事務局より説明いたします。

事務局 (長谷部 康行 君) 会長の選出方法につきましては、選考委員の推薦によって会長を決定する方法が慣例となっております。

臨時議長 (杉浦 裕之 君) 今、事務局からの説明では、選考委員を選出してその方々により会長候補者を推薦するということですが、この方法でよろしいでしょうか。よろしければ挙手願います。

挙手多数

臨時議長 (杉浦 裕之 君) 挙手多数によりご異議ないものと認め、選考委員による推薦の方法に決定いたします。つきましては選考委員を私から指名したいと思いますが、ご異議のない方は挙手願います。

挙手多数

臨時議長 (杉浦 裕之 君) 挙手多数によりご異議がないものと認め、私より指名いたします。榎本勝昭委員、榎本和夫委員、村山委員、長谷部委員、栗原委員の5名を指名いたします。

臨時議長 (杉浦 裕之 君) それでは選考委員の方に別室で協議していただき、しばらくの間休憩いたします。

(休 憩) 午後1時35分から1時45分まで

臨時議長 (杉浦 裕之 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。選考委員の皆様には大変ご苦勞様でした。それでは、選考委員を代表しまして栗原委員より選考結果の発表をお願いいたします。

選考委員 (栗原 始 君) 選考委員会において協議した結果、会長に上野 勝 氏を推薦いたします。上野委員は60年以上農業に従事しており、前会長としても大変ご活躍されていまして。これらを踏まえ、会長にふさわしいと判断しました。

臨時議長 (杉浦 裕之 君) ただ今、栗原委員より、会長に上野委員を推薦する旨のご発言がございましたが、この推薦にご賛成の方は挙手願います。

挙手多数

臨時議長 (杉浦 裕之 君) 挙手多数により、推薦どおり上野委員を瑞穂町農業委員会会長に決定いたします。ここで会長に就任されました、上野委員よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

臨時議長 (杉浦 裕之 君) ありがとうございます。これをもちまして臨時議長の任を終了させていただきます。ご協力大変ありがとうございました。ここで休憩いたします。

(休 憩) 午後13時50分から13時55分まで

議長 (上野 勝 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第3、議席の指定を行います。議席の指定については瑞穂町農業委員会会議規則第7条の規定により、くじを行うこととなっておりますので、これよりくじを行

います。くじの順序は仮議席順といたします。

(くじを行う)

議長 (上野 勝 君) 議席の発表を事務局より行います。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議席の発表をさせていただきます。1番 村山正信委員、2番 山田明弘委員、3番 青木一幸委員、4番榎本雄一委員、5番 坂田敬一委員、6番 長谷部冬樹委員、7番 清水正久委員、8番 榎本和夫委員、9番 榎本勝昭委員、10番 臼井順央委員、11番 栗原 始委員、12番 上野 勝委員です。

議長 (上野 勝 君) ただ今の発表のとおり決定いたしますので、本議席にご着席をお願いいたします。

(議席の移動)

議長 (上野 勝 君) 追加日程その1に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、1番委員の村山正信委員と2番委員の山田明弘委員を指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第2、瑞穂町農業委員会長職務代理の互選を行います。職務代理の選出方法は、投票による方法、指名推薦による方法等ございますが、従来、どのような方法であったか事務局よりご説明いたします。

事務局 (長谷部 康行 君) 会長職務代理の選出方法につきましては、選考委員の推薦によって、会長職務代理を決定する方法が慣例となっております。

議長 (上野 勝 君) 今、事務局からの説明では、選考委員を選出してその方々により職務代理候補者を推薦するということですが、この方法でよろしいでしょうか。よろしければ、挙手願います。

挙手多数

臨時議長 (上野 勝 君) 挙手多数によりご異議ないものと認め、選考委員による推薦の方法に決定いたします。つきましては選考委員を私から指名したいと思いますが、ご異議のない方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数によりご異議ないものと認め、私より指名いたします。榎本勝昭委員、榎本和夫委員、村山委員、長谷部委員、栗原委員の5名を指名いたします。それでは選考委員の方に別室にて協議していただき、推薦者が決定するまでの間休憩いたします。

(休 憩) 午後 14 時 05 分から 14 時 10 分まで

議長 (上野 勝 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。選考委員の皆様には大変ご苦勞様でした。それでは、選考委員を代表しまして栗原委員より選考結果の発表をお願いいたします。

選考委員 (栗原 始 君) 選考委員会で協議した結果をご報告いたします。瑞穂町農業委員会会長職務代理に坂田 敬一氏を推薦いたします。坂田委員は中立的な立場として委嘱を受けており、その立場から会長職務代理にふさわしいと考え、推薦します。

議長 (上野 勝 君) ただ今、栗原委員より、会長職務代理に坂田委員を推薦する旨のご発言がございましたが、この推薦にご賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、推薦どおり坂田委員を瑞穂町農業委員会会長職務代理に決定いたします。ここで瑞穂町農業委員会会長職務代理に就任されました坂田委員よりご挨拶をお願いします。

(会長職務代理挨拶)

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、瑞穂町農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (長谷部 康行 君) 瑞穂町農地利用最適化推進委員の委嘱について、氏名、生年月日を説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。お諮りします。農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、農地利用最適化推進委員の委嘱は原案のとおり決定いたします。なお、このあと農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付を行います。

(農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付)

議長 (上野 勝 君) 追加日程その2に入ります。日程第1、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 続きまして、日程第2、議案第1号、番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第1号、番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

11 番委員 (栗原 始 君) 議案第1号、番号1農業経営基盤強化促進法による利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は7月13日(月)午後1時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さん本人より聞き取りを行いました。今回の農地は継続して利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物としては、トウモロコシ、ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ハクサイです。耕作面積は約2ヘクタールです。農業従事者は本人と妻、従業員5人、パート1人です。農業従事日数は本人350日、妻300日、従業員各250日、パート200日です。所有機械はトラクター4台、管理機5台、軽トラック1台、1tトラック2台、軽バン1台です。販路としては、量販店、市場、直売所です。

取得農地の営農計画はハクサイを栽培予定です。通作距離は車で3分です。販路は量販店、市場、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地を適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。議案第1号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号、番号1 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、借用人〇〇、貸付人〇〇、転用理由住宅用地、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

1番委員 (村山 正信 君) 議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に伴う現地調査について前農業委員が聞き取りした調査内容を報告します。7月13日(月)午後1時20分から現地調査を行いました。調査員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局でした。申請者である〇〇さんから聞き取りした内容の該当する箇所を報告します。

【調査内容1】農地の区分と転用目的についてですが、先ほど事務局から説明がありましたが、農地区分は農用地区域内農地外で第2種農地に該当します。申請者は第3種農地も所有していますがいずれの土地も開発の許可が下りないため、当該地の分家住宅への転用は適当と判断しました。

【調査内容2】資力及び信用についてですが、事務局が見積書と貸付審査回答書にて支払いが可能なことを確認していることから、適当と判断しました。

【調査内容3】転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についてですが、事務局が確認したところ妨げとなる権利を有するものはないということでした。

【調査内容4】申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてですが、事務局が見積書及び図面等から申請の用途を確認していることから遅滞なく建築することが確実であると判断しました。

【調査内容5】行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについてですが、都市計画法に基づく許可申請は許可見込み、自然保護条例に基づく許可申請は不要であるとのことでした。

【調査内容 7】計画面積の妥当性についてですが、宅地に対して適当な面積であると判断しました。

【調査内容 9】周辺農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、隣接している畑の所有者から同意書の提出があったので、適当と判断しました。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第 2 号、番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 報告第 1 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件については、会長専決ということで処理済みになっておりますが、質疑がございましたら、お願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 1 号を終了いたします。以上をもちまして、本総会に付議された案件につきましてはすべて終了いたしました。これにて令和 2 年瑞穂町農業委員会 7 月総会を閉会いたします。

閉 会 午後 14 時 35 分